

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

- ◇告示 岸本町国民健康保険規約の一部変更
- 土地改良区の設立認可
- 土地改良区の定款変更
- 土地改良区の設立認可及び計画書の総覽
- 土地改良事業の認可
- 家畜人工授精師の免許及び授精所の開設
- 特別国民健康保険組合の設立認可
- 理容師、美容師試験の合格者
- 正誤表 昭和三十二年十月八日肥料登録中訂正

## 告示

鳥取県知事 遠藤茂

本町国民健康保険規約の一部変更を昭和三十二年十一月二十六日認可した。  
昭和三十二年十二月三日

## 鳥取県告示第六百四十八号

岩美郡福部村大字海士山根重義ほか十四人の者から申請のあつた細川土地改良区の設立について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十条第一項の規定により、昭和三十二年十一月十八日認可した。

昭和三十二年十二月三日

鳥取県知事 遠藤茂

## 鳥取県告示第六百四十九号

岩美郡福部村大字湯山岡野常雄ほか十四人の者から申請のあつた福部村湯山土地改良区の設立について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十条第一項の規定により、昭和三十二年十一月十八日認可した。

国民健康保険を行なう岸本町に対し、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項に基き、岸

宿土地改良区から申請のあつた土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和三十二年十一月二十七日認可した。

**鳥取県告示第六百五十号**

宿土地改良区から申請のあつた土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

第三十条第二項の規定により、昭和三十二年十一月二十七日認可した。

昭和三十二年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

**鳥取県告示第六百五十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七条第一項の規定により、東伯郡羽合町大字宇野村中多三ほか

十四人の者から宇野山土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（維持管理）及び定款につき詳細な審査を行つた結果右申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覽に供する。

申請を適當と決定した。よつて次のように縦覽に供する。

昭和三十二年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

**一 縦覽に供すべき書類の名称**

土地改良事業計画書の写

**二 縦覽の期間**

昭和三十二年十二月四日から同年十二月二十三日まで

**三 縦覽の場所**

氣高郡氣高町役場

**四 異議の申立**

利害関係人において、公告にかかる決定に對して異議

があるときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条及び同法第二十四条の規定により次のとおり家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和三十二年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

**一 縦覽に供すべき書類の名称**

土地改良事業計画書の写

**二 縦覽の期間**

昭和三十二年十二月四日から同年十二月二十三日まで

**三 縦覽の場所**

氣高郡氣高町役場

**四 異議の申立**

利害関係人において、公告にかかる決定に對して異議

があるときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

宿土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新たに行おうとする土地改良事業の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（かんがい排水）について審査の結果右

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

